



発行 新潟県
第 58 号
令和 8 年 7 月 28 日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 630 特定計量器定期検査（計量検定所）
- 631 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 632 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 633 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 634 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課）
- 635 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正（監理課）
- 636 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- クリーニング師試験の実施（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第630号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、村上市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
8月31日（月）	午後1時から4時まで	勤労者総合福祉センター	村上市全域
9月1日（火）	午前9時から正午まで	勤労者総合福祉センター	
9月2日（水）	午後1時から4時まで		
9月3日（木）			
9月4日（金）	午前9時から正午まで 午後1時から3時まで	勤労者総合福祉センター	
9月7日（月）	午後1時から4時まで	勤労者総合福祉センター	
9月8日（火）	午前10時30分から正午まで 午後1時から2時まで	さんぽく会館	
9月9日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から2時まで	村上市朝日支所	
9月10日（木） 9月11日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時まで	神林農村環境改善センター	

9 月 14 日 (月)	午後 1 時から午後 4 時まで	新潟漁業協同組合山北支所	
9 月 15 日 (火)	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで	新潟漁業協同組合山北支所	
9 月 16 日 (水)	午前 9 時から正午まで	桑川水産物荷捌所	
9 月 17 日 (木)	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から 3 時まで	荒川地区公民館	
9 月 18 日から令和 9 年 3 月 15 日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに 12 月 29 日、同月 30 日、 同月 31 日を除く。	午前 9 時 30 分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後 1 時から 3 時 30 分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省 令第 70 号) 第 39 条第 1 項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第 631 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 57 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり胎内川頭首工管理規程の変更を認可した。

令和 8 年 7 月 28 日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
胎内市羽黒 2586 番地
胎内川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
令和 8 年 7 月 8 日
- 3 認可した管理規程の概要
第 1 章 総則
第 2 章 頭首工の操作に関する事項
第 3 章 点検及び整備に関する事項
第 4 章 洪水警戒体制

◎新潟県告示第 632 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 84 条において準用する同法第 30 条第 2 項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合の定款の変更を令和 8 年 7 月 16 日認可した。

令和 8 年 7 月 28 日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第 633 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 88 条第 1 項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営青野地区区画整理 (経営体育成基盤整備「面的集積型」) 事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 28 日

新潟県上越地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和 8 年 7 月 29 日から令和 8 年 8 月 26 日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県上越地域振興局農林振興部ウェブサイト
- 4 その他
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申し立て期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア 土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表するものは知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業 東潟地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第635号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次の表のように改正し、令和8年8月2日から実施する。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。 1 （略） 2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 次の<u>アからクまで</u>に掲げる事項の該当の有無 ア～キ （略） ク （略） (5)・(6) （略）	別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。 1 （略） 2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 次の<u>アからケまで</u>に掲げる事項の該当の有無 ア～キ （略） <u>ク 新潟県SDGs推進建設企業登録制度の登録状況 新潟県SDGs推進建設企業登録制度に基づく登録</u> <u>ケ</u> （略） (5)・(6) （略）

◎新潟県告示第636号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした	免許の取消しをした	登録番号	免許の取消しの理由
-----------	-----------	------	-----------

年月日	建築士の氏名		
令和 8 年 6 月 12 日	杉田 政男	第 8291 号	死亡
令和 8 年 6 月 26 日	本間 信吉	第 13753 号	死亡

公 告

クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 8 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 28 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 10 月 14 日（水）午前 10 時から

(2) 場所

新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県自治会館別館 9 階 901 会議室

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識

(4) 洗たく物の処理に関する技能

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ

3 受験資格

次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和 30 年厚生省令第 21 号）附則第 2 項に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

令和 8 年 8 月 21 日（金）から 9 月 11 日（金）まで（土、日、祝日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分までの間）とし、郵送による場合は、9 月 11 日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 受験願書の提出先等

ア 提出先

県内に住所を有する者（新潟市に住所を有する者を除く） 住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送による場合は、次号 4 (3) エ「受験資格を有することを証する書類」について、原本を提出する場合のみ可能とし、一般書留又は簡易書留を使用すること。

(3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1 通

イ 履歴書 1 通

ウ 写真（出願前 6 か月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 枚

エ 受験資格を有することを証する書類 1通

受験資格を有することを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄(謄)本を添付すること。

オ 本人確認書類(個人番号カード等) 1通

持参により提出する場合には原本を提示し、郵送により提出する場合には写しを提出すること。

(4) 受験手数料

8,600円

5 合格発表

令和8年11月13日(金)午前9時

新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉(環境)部において行う。

同日中に県ホームページにおいても発表する。

6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス水原店

所在地 阿賀野市庄ヶ宮字沢田684番 外

設置者 日生不動産株式会社

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)株式会社越後イエローハット 代表取締役 伊藤 崇弘 新潟県新潟市東区河渡庚245番地1

他1者

3 変更年月日

令和8年7月2日

4 変更理由

テナント入れ替えのため

5 届出年月日

令和8年7月8日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、阿賀野市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年7月28日から令和8年11月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、体外循環システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものである。

令和 8 年 7 月 28 日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

体外循環システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町 205 番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線 2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 5 時 15 分

4 入開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 10 時 00 分

新潟県立中央病院講堂 1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記 3 (3) により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 苦情申立て

本件調達において、参加資格の確認その他の手続きに不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合、本県調達手続の停止等を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject and quantity of the products to be purchased:

Extracorporeal circulation system [1]set

(2) Bid submission:

10:00A.M. September 7, 2026

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329